

# 指定短期入所療養介護事業

# 指定介護予防短期入所療養介護事業

## 重要事項説明書

介護老人保健施設ケアステージみみなし

1 事業所 名 称 介護老人保健施設 ケアステージみみなし  
所在地 奈良県橿原市常盤町 158 番地 1

### 2 事業の目的

社会福祉法人松福会が開設する指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）事業「ケアステージみみなし」が行う、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の事業の運営及び利用について必要な事項を定め、適正な指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）を提供することを目的とする。

### 3 運営方針

利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下での介護・リハビリ、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をすることにより療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

### 4 職員の職種・職務内容 ※併設する指定介護老人保健施設を含む

#### (1) 管理者 1名

管理者は、事業所に勤務する職員の管理及び指定短期入所療養介護事業（指定介護予防短期入所療養介護）の業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行わなければならない。

#### (2) 医師 1名

医師は、利用者の診療、健康管理及び保健衛生指導に従事する。

#### (3) 理学療法士 1名以上

理学療法士は、利用者に対し、機能回復訓練を行い、身体機能の維持・向上を目指し、訓練記録の整備充実を行う。

(4) 支援相談員 1名以上

支援相談員は、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）申込みに係る調整、適切なサービスが提供されるよう業務の実施状況の把握等を行う。

(5) 介護職員 19名以上

利用者の要介護（指定介護予防短期入所療養介護にあっては、要支援）状態の軽減又は悪化の防止のため、生活全般にわたる介護を行い療養環境の整備にあたる。

(6) 看護職員 8名以上

利用者の健康管理、医療補助、療養上の処置、看護を行う。

(7) 介護支援専門員 1名以上

利用者に対する介護計画の作成及び処遇の企画調整を行う。

(8) 栄養士又は管理栄養士 1名以上

利用者の栄養並びに身体の状況、嗜好を考慮し、保健の維持増進と生きがいのある食生活に資するための献立作成及び給食の指導業務を行う。

(9) 調理員（業務委託）

利用者の食生活の維持向上を図るための給食調理全般の業務。

(10) 事務員 2名以上

必要な事務業務を行う。

(11) 薬剤師 1名以上

利用者の薬の管理及び投薬指導等の業務に従事する。

(12) 医師・看護師等の医療に関する免許を有しない者

厚生労働省の通知により、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について、行うことが可能な行為を別紙2（契約書参照）に定め、それを実施することができるものとする。

## 5 利用定員

介護老人保健施設の入所定員80名の空所ベットを利用する。

## 6 営業日及び営業時間

営業日 365日

営業時間 24時間

## 7 業務内容

- (1) 短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）計画の作成
- (2) 介護サービス
- (3) 入浴サービス
- (4) 給食サービス
- (5) 機能訓練
- (6) 物理療法

悪性腫瘍、心疾患等の既往のある場合は、主治医にご相談の上ご利用ください。

- (7) 栄養管理
- (8) 健康管理
- (9) 相談援助
- (10) 介護方法の指導
- (11) 送迎サービス

## 9 利用料の支払い方法

ご利用料は、利用最終日に現金にて事務所窓口または送迎時にご精算いただきます。

## 10 キャンセル料

(1) 利用予定日の前日午後6時までに申し出があった場合

無 料

(2) 利用予定日の前日午後6時までに申し出がなかった場合

利用予定期間の自己負担相当額

## 11 守秘義務及び個人情報の保護

(1) 事業者及び職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙1（契約書参照）のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- 一、 サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- 二、 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携
- 三、 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- 四、 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- 五、 生命・身体の保護のため必要な場合  
(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

(2) 前項に掲げる事項は、契約終了後も同様の取扱いとします。

## 12 緊急又は事故発生時の対応

事業者は、緊急又は事故発生時に利用者に対し、速やかに医療従事者と連携し、適切な医療処置を行うと共に、家族への報告等必要な措置を講じます。

## 13 非常災害時における対策

(1) 施設サービスの提供中に、天災その他の災害が発生した場合、職員は、入所者の避難等適切な措置を講ずる。又管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

(2) 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

## 14 通常の実施区域

樺原市、桜井市

## 15 虐待防止に関する事項

施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

#### 1 6 第三者評価について

第三者評価実施状況 なし

#### 1 7 記録の保存について

施設は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。

#### 1 8 苦情申立の制度

提供した介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備、その他必要措置を講じます。

#### <受付窓口>

介護老人保健施設 ケアステージみみなし

電話番号 0744-21-2001

時間 午前8時00分～午後5時00分

担当 井口 貴照

奈良県国民健康保険団体連合会

住所 檜原市大久保町302番地1 (奈良県市町村会館内)

電話番号 0120-21-6899

時間 午前9時00分～午後5時00分 (但し、土・日曜・祭日除く)

樅原市長寿介護課

住所 樅原市内膳町1丁目1番60号 (樅原市役所分庁舎2階)

電話番号 0744-22-8108

時間 午前8時30分～午後5時15分 (但し、土・日曜・祭日除く)

令和 年 月 日

指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）サービスの提供開始にあたり、利用者に対して重要事項の説明を行いました。

〈事業者〉 住所 奈良県橿原市常盤町158番地1

---

社会福祉法人 松福会  
事業所名 介護老人保健施設  
ケアステージ みみなし

---

説明者氏名

(印)

---

私は、事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）サービスの提供開始に同意し、確認いたしましたので署名いたします。

〈利用者〉 住所

---

氏名

---

(印)

---

〈代理人〉 住所

---

氏名

---

(印)

---

(利用者との関係 )